

令和7年3月 第3回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招 集 年 月 日 令和7年3月19日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年3月19日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町長職務代理者	中 村 義 治 君	総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事 兼 庁舎建設室長	今 道 晋 次 君
総 務 課 長	落 合 健 治 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住民福祉課長	松 本 典 子 君
保険環境課長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 センター長	松 尾 直 美 君	企画商工課長	中 道 隆 介 君
建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農林水産課長	金 子 剛 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君
会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君	農業委員会事務局長	作 永 善 則 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議会事務局書記	山 下 慶 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第35号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件

閉会

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から、令和7年3月第3回佐々町議会臨時会を開会いたします。

開会にあたりまして、町長職務代理者から御挨拶をいただきます。

町長職務代理者。

町長職務代理者（中村 義治 君）

皆さん、おはようございます。

すでに報道等で御承知のとおり、昨年7月26日に執行された、令和6年度松瀬団地A B棟給水管改修工事の入札に関し、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和7年3月8日、佐々町長 古庄剛が逮捕されるという事態を受け、町民の皆様、関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしており、大変申し訳ございません。

本日、令和7年3月佐々町議会第3回臨時会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、緊急に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、案件につきましては、町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件、1件でございます。なお、この件につきましては、昨日、佐々町議会議長から町に対し、事件の重大性に鑑み、町長の逮捕以降の給料及び期末手当について、現在の町長及び副町長の給与に関する条例の規定どおりに支給することは、町政に対する町民の不信感を一層募らせるものと判断するので、給料及び期末手当の一時差し止めや、不支給に係る規定を加えるよう強く要望する。あわせまして、長崎県市町村総合事務組合から支給される退職手当につきましても、同様に支給差し止めの対応を行うよう要望書の提出がなされております。

どうぞ御審議を賜り、御決定いただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

なお、説明員の出席について、町長職務代理者から教育長職務代理者の欠席の通知があっておりますので、お知らせをしておきます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名いたします。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、3月19日、本日1日間

としたいと思います。

日程について説明を行います。

本日は、議案第35号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件の1議案を上程、その後、閉会の予定となります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、3月19日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、3月19日、本日1日間に決定いたしました。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第3 議案第35号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件—

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第35号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長職務代理者。

町長職務代理者（中村 義治 君）

（議案第35号 朗読）

内容につきましては、総務課長をもって説明させます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

2ページをお願いいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正は、町長及び副町長に逮捕、勾留などを受けるという事態が発生した場合に、給料、期末手当の支給を一時差し止め、不支給とするための規定を追加する条例改正となっております。

新旧対照表の改正後を御覧ください。

まず、第2条の2として、給料の一時差止めに関する規定を追加しております。第1項ですが、逮捕、勾留その他身体を拘束する処分を受けた場合に差し止めができる規定となっております。次に、第2項で、給料の一時差止処分を取り消す場合を規定しており、不起訴処分となった場合、無罪判決が確定した場合に一時差止処分を取り消すこととしております。

3ページをお願いいたします。

第6項ですが、給料の差止めを行う場合、その月の現日数から日曜日の日数を引いた日数を基礎として日割り計算を行うこととしております。

次に、第2条の3として、給料の不支給の規定を追加しております。まず、第1項で、有罪判決が確定した場合には、逮捕等を受けた期間に係る給料は支給しないこととしております。また、第2項で、不支給期間に既に支給された給料がある場合は、返納しなければならないことを規定しております。

4ページをお願いいたします。

第3条の2として、期末手当の一時差止めに関する規定を追加しております。まず、第1項で、逮捕等以後の期末手当の支給を一時差し止めすることを規定しております。

次に、第3条の3として、期末手当の不支給に関する規定を追加しております。第1項で、期末手当を支給することを決定する基準日以前6月以内に不支給期間がある場合は、当該基準日に係る期末手当の全部又は一部を支給しない旨を規定しております。また、第2項で、不支給期間に既に支給された期末手当がある場合は、返納しなければならないことを規定しております。

5ページをお願いいたします。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和7年3月21日支給分から適用する。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第35号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長職務代理者から御挨拶をいただきます。

町長職務代理者。

町長職務代理者（中村 義治 君）

閉会にあたりましてお礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました、町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件の議案に対し、慎重に審議を賜り、御理解をいただき、原案のとおり可決していただきましたこと、誠にありがとうございます。

本町といたしましては、住民サービスが停滞しないように職員一同、全力で一刻も早く町民皆様の信頼を回復できるよう、取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

慎重審議、誠にありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言御挨拶を申し上げます。

今回の事件につきまして、今後も捜査の状況を注視していきたいと思っております。

新たな情報が入り、議会として対応の必要があれば、議員の皆さんと協議をさせていただき、迅速に対応していきたいということで思っておりますので、本日はどうもお疲れ様でした。

以上で、令和7年第3回佐々町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れ様でした。

（10時11分 閉会）